

議案第34号

東京都板橋区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を東京都板橋区議会会議規則第12条第1項の規定により提出する。

令和3年3月23日

提出者 板橋区議会議員

山田 貴之

中村とらあき

田中しゅんすけ

田中やすのり

竹内 愛

小林おとみ

田中いさお

かいべとも子

高沢 一基

東京都板橋区議会委員会条例の一部を改正する条例

東京都板橋区議会委員会条例(昭和31年東京都板橋区条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務部」の次に「、危機管理部」を加える。

付 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の東京都板橋区議会委員会条例の規定による常任委員会において継続審査及び調査中の事件については、改正後の東京都板橋区議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付議された継続事件とみなす。

(提案理由)

組織改正に伴う規定整備をする必要があるため。

東京都板橋区議会委員会条例 新旧対照表

新	旧
<p>○東京都板橋区議会委員会条例 昭和31年10月5日東京都板橋区条例第12号</p> <p>第1条 略</p> <p>(常任委員会の名称、委員の定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画総務委員会 10人 政策経営部、総務部、<u>危機管理部</u>、会計管理室、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の常任委員会の所属に属しない事項</p> <p>以下略</p>	<p>○東京都板橋区議会委員会条例 昭和31年10月5日東京都板橋区条例第12号</p> <p>第1条 略</p> <p>(常任委員会の名称、委員の定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画総務委員会 10人 政策経営部、総務部、会計管理室、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の常任委員会の所属に属しない事項</p> <p>以下略</p>